

輸出促進法(うち、HACCP支援法みなし規定)の確認作業業務を開始

インターテック・サーティフィケーションは、農林水産物及び食品の輸出に関する法律(輸出促進法)に関わる、輸出事業計画の確認作業を行う第三者機関リストに登録されました。

これは輸出促進法に基づき、輸出事業計画に、食品等の流通合理化、製造過程の管理の高度化に関する内容を含めて、農林水産大臣の認定を受けた場合は、株式会社日本政策金融公庫による融資、債務保証等の支援措置の対象となるもので、その申請する輸出事業計画における品質管理の高度化について確認する業務となります。

詳しくは農林水産省のホームページ(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/yusyutsu_keikaku.html)をご参照ください。

また、ご興味ございましたら、弊社東京事務所(マーケティング:03-3669-7435)まで、お気軽にお問い合わせください。

新セミナーのご案内: ISO/IEC27017規格概要説明・導入コース(オンライン)

弊社では、ISO/IEC27001(情報セキュリティ)内部監査員養成コースを開催しておりますが、今年度より、ISO/IEC27017:2015規格概要説明・導入コースもオンラインにて開始いたしました。本セミナーでは、クラウドサービスのための情報セキュリティ管理策について解説します。ISO27001認証組織の管理者、クラウド担当者、情報システム部門の方に最適のコースです。2月の開催時はご好評をいただき、次回は5月14日の開催を予定しております。ご興味ございましたら、弊社ホームページをご参照いただくか、弊社



オンラインセミナー風景

東京事務所研修部(03-3669-7435)までお気軽にお問い合わせください。

審査員会議

弊社では、ISO9001・14001など規格別、審査員資格別に年間複数回、審査員会議を実施しており、1月開催のISO9001・14001合同審査員会議は、オンライン形式で行われました。

1月会議の主テーマは「リモート審査」でした。リモート審査では、基本的に、電話・メール・画像確認(Zoom、Teams等)を通して行います。規格ごとに事前に入手しておきたいお客様の資料(例:品質一製品およびサービスにおける重要なプロセス関連)があり、審査前に依頼いたします。また、合わせて審査前には、接続テスト、画面共有の操作をすることで、当日のスムーズな審査に繋がります。特に、複数の審査員が対応する場合、人数分の通信回線が必要になります。また、逆光など光線状態やマスクなどで、表情が伝わりにくいことがあり、コミュニケーションに注意し、臨機応変に対応するよう努めています。こういった会議などを通し、お客様に付加価値を感じていただける審査ができるよう、日々取り組んでおります。

Q&A

お客様からいただきましたご質問についてご紹介いたします。

Question

コロナの影響で、昨年はリモート審査を受けました。今年もリモートで受審するか迷っているのですが、その場合は、どのような手続きになりますでしょうか? 昨年提出したアンケート用紙を再度送ればいいのでしょうか?

Answer

インターテック・サーティフィケーションでは、経済活動の継続と社会的責任の観点から、審査事業を継続してまいりましたが、緊急事態宣言解除後も引き続き、皆様の安全への配慮に努めます。

そのような観点から、引き続きマネジメントシステム審査につきましてはリモート(遠隔)審査も実施しております。ご希望の場合は以下までご連絡いただきますよう、お願いいたします。なおアンケート用紙につきましては、前回のリモート審査で問題なく実施でき、使用するソフトウェアや接続環境の変更が無ければ、再提出は必要ありません。右欄記載の認証部アドレス宛に、「例:株式会社〇〇は2021年〇月〇日審査は、リモート審査希望。前回実施時において問題なく、リモートソフトウェア、接続環境に変更ありません」などと、組織名、審査日を明記した上で、お知らせ願います。

また、通常の審査を受けられる場合も、引き続き、三密の回避、換気、咳エチケット、マスクの着用等、「新しい生活様

式」をご参考いただき、ご対応くださいますよう、よろしく願います。お客様におかれましても、新型コロナウイルス感染症拡大以降、長きにわたり感染防止措置を取られてこられたと思いますが、ご理解ご協力の程、宜しく願っています。弊社審査員がお客様先を訪問する際にも、これまで通り、弊社の感染予防チェックを継続いたします。

弊社審査員が訪問する前、もしくは訪問中、万が一、貴組織にてウイルス感染を疑う症状が現れた場合は、お手数ですが、以下までご連絡をいただきますようお願いいたします。

なお、リモート審査への切り替えなど、可能な限り、審査日程の延期は避けていただきますようよろしくお願いいたします。ご不明な点等ございましたら、以下までお問い合わせください。

【連絡先】

東京事務所 各規格認証部

TEL :03-3669-7408

Eメール:cert-scheme.japan@intertek.com